

介護保険の福祉用具 給付対象見直し「年1度」に

厚生労働省は9月18日、社会保障審議会介護給付費分科会を開催し、介護保険の給付対象となる福祉用具・住宅改修の種目の見直しのプロセスを、従来の「3年に1度」から「1年に1度」に見直す案を示し、了承されました。介護ロボットなど、日進月歩の福祉用具の技術革新に対して、迅速に対応していくのが狙いです。

介護保険の福祉用具貸与（購入）・住宅改修の対象種目は、介護報酬改定のタイミングに合わせ、3年に1度見直されてきました。現場から保険給付の追加を希望する種目の要望を募り、学識経験者や自治体職員、事業者団体の代表者などで構成される「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」での議論を踏まえ、対象種目を見直し、介護給付費分科会に報告するプロセスになっています。

これに対し、今年2月に決定した政府の「介護分野におけるロボット新戦略」では、介護ロボットを介護現場に普及させ、業務の効率化・省力化を図っていくため、「介護ロボットの技術革新に柔軟に対応し、在宅介護の負担軽減に迅速に対応できるよう、介護保険制度の種目検討について弾力化を図る」との方針が明記されました。

具体的には、これまで「3年に1度」となっていた対象種目の見直しについて、要望の受付期間や検討会の開催の弾力化を図り、随時対応するよう求めました。

これを受け、厚生労働省では「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」の進め方について、要望受付や評価検討会の開催頻度を「随時開催」とする案を提示し、対象種目の見直しを「3年に1度」から「1年に1度」のサイクルに見直す考えを示しました。

同省が提示した資料では、今年度は10月まで追加種目の要望を受け付け、10月～11月までに1回目の評価検討会、11月～12月までに2回目の評価検討会を開催します。これまでに要望があるのは、福祉用具が10件（うち介護ロボット5件）、住宅改修が6件となっています。

来年度以降は8月までが要望受付期間で、9月までに1回目の評価検討会、11月までに2回目の評価検討会を開催するイメージになっています。介護給付費分科会への報告は、「原則、評価検討会後に開かれる直近の会」としています。

同分科会は厚労省案を了承し、新たなプロセスで種目の見直しが決定的な場合、介護報酬改定を待たずに告示改正が行われ、保険給付の対象に追加されることとなります。

100歳以上6万人超す 10年で2.4倍に

厚生労働省は9月11日、100歳以上の高齢者数（15日時点）を、6万1568人と発表、45年連続で過去最多を更新しました。

同省によると、前年より2748人多く、男性は7840人（前年比254人増）で全体の12.7%。女性は5万3728人（同2494人増）で87.3%を占めました。100歳以上の人数は10年前（2万5554人）の2.41倍、20年前（6378人）の9.65倍にあたり、調査が始まった1963年（153人）の402.41倍となり、長寿社会の進展を反映しています。

今年度中に100歳になる人は、前年度より1022人増えて3万379人。男性が4418人、女性が2万5901人で、女性が85.3%を占めました。人口10万人当たりの100歳以上の人数は、全国平均で48.45人。都道府県別では、前年に続いて島根県が90.17人で最も多く、高知県の86.44人、鳥取県の79.58人と続きます。最少は埼玉県の28.68人。愛知県の32.10人、千葉県の36.00人と続きます。東京都は40.00人で41位、大阪府は37.39人で42位でした。